

一般社団法人日本車いすテニス協会
アスリート委員会規程 2023.5.8 改定版

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人日本車いすテニス協会（以下「当法人」という。）のアスリート委員会（以下、「委員会」という。）について定める

2 委員会は、当法人定款第38条第1項に基づく特別委員会とし、委員会の組織、活動方法等は、この規程の定めるところによる

(委員会の目的)

第2条 委員会は、車いすテニス競技に関連するあらゆる事案について、当法人に登録する会員の意見を取りまとめ、当法人の意思決定機関に反映するとともに、会員の育成並びに車いすテニス競技の普及発展に寄与することを目的とする

(協議事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、理事会の諮問に応じ、または委員の発案により次の各事項について協議し、会員を代表する意見を形成し、理事会に答申または報告する

- (1) アンチ・ドーピング及びクラス分けの教育や啓発に関すること
- (2) 競技・強化環境の改善や整備に関すること
- (3) パラリンピックムーブメントの推進活動に関すること
- (4) ジュニアのサポート環境の整備・改善に関すること
- (5) 選手の社会貢献や国際貢献・交流、地位向上に資すること
- (6) 選手のセカンドキャリアの支援に関すること
- (7) 選手のコンプライアンス啓発に関すること
- (8) 車いすテニス競技の社会的役割や価値の向上に寄与すること
- (9) 協会主催事業に協力し車いすテニス競技の普及発展に寄与すること
- (10) JPC アスリート委員会との協力・連携に関すること
- (11) その他、選手活動に関すること

(構成)

第4条 委員会の構成は、次のとおりとする

委員長 1名

副委員長 1名～2名

委員 8名以内

- ・現役アスリート会員 男子クラス2名、女子クラス1名、クアードクラス1名
- ・アスリート経験会員 4名以内

2 委員長および副委員長は、委員による互選の上理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 JPC アスリート委員は委員の互選により選出する

(委員の資格)

- 第5条 現役アスリート会員は、年齢が16才以上で、かつ、当法人が定める「JWTA 強化指定」制度を適用し、委員就任となる年度より数えて過去3年度以内に一度でも JWTA 強化指定(次世代育成は除く)を受けたことがある者とする。なお、「年度」とは、日本の年度制度による4/1～3/31の期間を指す。
- 2 アスリート経験会員は、年齢が16才以上の当法人の登録競技者で、ITF 国際大会に出場した経験を有する者とする
 - 3 委員会の委員は、当法人倫理規程に違反したことはなく、かつ、競技キャリアの中で、ドーピング違反や重大な規則違反による制裁を受けたことがない者とする
 - 4 当法人関係者(理事ならびにナショナルスタッフ等)は、上項の資格を有している場合でもアスリート委員への選出は不可とする

(委員の選任)

- 第6条 アスリート委員選任選挙の結果に基づき、理事会が選任し、会長が委嘱する

(任期満了改選に係る委員候補者)

- 第7条 アスリート委員に立候補を希望する者は、当期委員の任期満了の2か月前までに、当法人事務局に対して書面で立候補を表明する
- 2 アスリート委員候補を推薦する者は、被推薦者の了解を得た上で当期委員の任期満了の2か月前までに、当法人事務局に対して書面で推薦する
 - 3 当法人事務局は立候補および推薦事案を取りまとめ、理事会へ上申、速やかに改選選挙を執り行うこととする
 - 4 本条にかかわらず、当法人が、立候補の期間、方法に関し、特別の定めを置いた場合には、当該定めが優先する

(任期)

- 第8条 委員長、副委員長並びに委員の任期は2年とする。再任を妨げないが上限は2期とする
- 2 委員長、副委員長または委員が、補欠または増員により選任された場合の任期は、前任者または現任者の残任期間とする
 - 3 委員長、副委員長及び委員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、その職務を行う

(委員会の開催)

- 第9条 委員会は、年1回以上開催するものとし、委員長がこれを招集する
- 2 委員は、必要に応じて委員の半数以上の請求があった場合、いつでも委員会の開催を求めることができる
 - 3 当法人理事及び事務局長は、会議に出席して意見を述べるができる

(議長)

- 第10条 委員会の議長は、委員の互選により都度選出する

(決議)

第 11 条 委員会の決議は、委員の過半数（委任状含む）が出席し、その出席者の過半数をもって決議とする。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる

(活動計画等)

第 12 条 委員長は、年間の活動計画及び予算を策定するものとし、理事会の承認を得なければならない

2 委員会の活動（会議を含む）に当たっては、当法人で定める旅費規程による

(事務局)

第 13 条 委員会の事務は、事務局が行う

(改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、理事会の議決による

附 則

1. この規程は、2023 年 2 月 14 日から施行する
2. 本改定版は、2023 年 5 月 8 日から施行する